

○岐阜協立大学親和会則

(制定1967年4月1日)

- 第1条 本会は、学生の父母をもって組織し、「岐阜協立大学親和会」と称する。  
2 本会の事務所は岐阜協立大学（岐阜県大垣市北方町5丁目50番地）内に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、もって大学の教育を後援することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 学生及び教職員の福利増進  
(2) 学生及び教職員の研究の援助  
(3) その他必要と認める事項
- 第4条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。役員任期は1カ年とし、重任を妨げない。
- |     |     |         |      |
|-----|-----|---------|------|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長   | 5名以内 |
| 幹 事 | 若干名 | 会 計 監 査 | 3 名  |
| 庶 務 | 1 名 | 会 計     | 1 名  |
- 第5条 本会は、理事長、副理事長、大垣市長、学長を顧問として推戴する。
- 第6条 会長、副会長、幹事及び会計監査は、総会において選任する。  
2 庶務及び会計は、大学職員より、会長がこれを委嘱する。
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。  
3 会計監査は、本会の会計を監査する。  
4 直前会長は、前年度の会長が就任することとし、会長が求める案件に関して、助言及び意見を述べることができる。
- 第8条 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、役員会において必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。  
2 総会は、会則の改正その他本会の運営に関する重要事項を決定する。  
3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって議決する。
- 第10条 役員会は、総会につぐ決議機関であって、本会の事業計画、予算、決算その他重要事項を審議する。
- 第11条 会費は、年額10,000円とし、二回に分納することができる。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

この会則は、1967年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1969年6月14日から施行する。

附 則

この会則は、1971年7月19日から施行する。

附 則

この会則は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1982年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1997年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、2008年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、2016年7月2日から施行する。

附 則 (大学名称変更)

この会則は、2019年4月1日から施行する。